

仕様書 2（補助金対象外の設備）

1 総則

本仕様書は、本町が実施する「東みよし町の三加茂庁舎 2 階ホールの空調更新及び補助金対象分以外の L E D 照明導入事業」（以下「本事業」という。）に適用する。本事業のプロポーザルに参加を希望する事業者（以下「提案事業者」という。）は、本仕様書に定める事項を遵守の上、提案書を提出するものとする。

2 事業目的

作業の効率化と職場環境改善のため、環境省の「令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）」を活用した事業と同時に、三加茂庁舎 2 階ホールの空調更新及び館内の L E D 化を実施する。

3 提案に関する基本条件

- （1）本事業を確実に遂行できる提案を企画すること。特に機器等の規格・性能・安全性・耐用年数など、技術的な根拠を明らかにすること。
- （2）本事業の設計及び施工に当たっては、確実な安全管理及び品質管理の下で事業が遂行できる実施体制を確保すること。
- （3）本事業の遂行に当たっては、本町との綿密な連携・協力のもとに実施すること。
- （4）本事業は、令和 3 年 1 月 2 2 日までに整備を完了（完了検査は令和 3 年 1 月下旬予定）すること。

4 設計業務に関する基本条件

- （1）本町が提供する資料（以下「提供資料」という。）に基づく机上調査を行うとともに現地調査により構造調査、電源環境の調査等を行うこと。
- （2）「5 設備・システム仕様」で示す空調機更新及び L E D 化工事、その他一切の付帯工事の実施に関しては、各施設の設計図、設計計算書及び施工計画書等（以下「設計図書等」という。）を作成すること。

- (3) 機器製作及び施工は、設計図書等について本町の承諾を得た上で着手すること。
未承諾のまま、機器製作または施工を進め、本町から変更を要求された場合は、受注者の負担において、速やかに変更すること。また、これによる納期遅延は認められないものとする。

5 設備・システム仕様

(1) 仕様全般

- ア 導入する設備（配線を含む。）は、保守点検が容易で、故障箇所やシステムの状態が判断しやすい構造とすること。
- イ 設備は全て新たに製作されたものであり、中古品は不可とすること（原料及び素材段階でのリサイクル材料仕様は除く。）。
- ウ 主要設備には、名称等を記載したネームプレートを取り付けること。
- エ 配線及び外部接続ケーブルには、図面と照合が容易な配線符号を付けること。
- オ 各設備には十分な防錆効果をもつ処理を行い、耐久性に配慮した仕上げにすること。

(2) LED照明

- ア 規格等は別紙2-1のとおり。

(3) 空調機

- ア 規格等

2階ホール空調

空冷直膨式エアコン

型式：FCV-280ZMX（相当品）

風量：15420 m³/h

機外静圧：360 Pa

室外機：KM-D×30×2セット（30馬力×2セット）

モーター容量：5.5 Kw

(4) 保証

次に掲げる保証を行うこと。

- ア LED照明

LED機器（1年以上）

- イ 空調機

空調機器（1年以上）

6 施工に関する基本条件

(1) 受注者の義務

ア 受注者は、本事業における完成引き渡しまで、施工中の機器、工事用器材、仮設設備などに対するすべての責任を負うこと。

イ 本事業の実施に当たっては、無事故無災害工事、適切な現場施工管理等に努めること。

ウ 受注者は、工事監理者を置き、本事業の施工に係る工事監理を行うこと。

エ 騒音・振動が発生する作業を行う場合、または大型の重機を使用する場合は、施設運営の障害とならないように計画し、職員・施設利用者・関係者・近隣に対し、安全に配慮すること。また、監督員（地方自治法第234条の2に基づく監督員をいう。）及び施設管理者とよく相談の上、工事を進めること。

(2) 工程管理

本事業全体に関する工程表を作成するとともに、必要に応じて詳細工程表を作成し、工程を適切に管理すること。

(3) 工事管理

ア 現場管理

(ア) 本事業の実施に当たり、安全及び公害防止に関する諸法規・規程を厳守し、事故防止、公害の防除、職員・施設利用者・関係者・近隣の安全確認に万全を期すること。

(イ) 作業開始前に当日の作業予定を施設管理者に報告するとともに、作業終了時には、当日実施した作業内容を施設管理者に報告すること。また、予定外の作業は原則として禁止とし、やむを得ない場合は、監督員及び施設管理者の了解を得た上で行うこと。

(ウ) 高所作業での安全処置及び転落防止等安全管理に十分に留意し、事故を防止すること。

(エ) 作業員名簿及び有資格者名簿を必ず監督員に提出するとともに、有資格者には常に有資格者証を携帯させ、作業員には氏名等が明らかとなる名札を身につけさせること。

イ 搬入路

搬入路は施設利用者が通行することから、通行に十分注意すること。

(4) その他

ア 作業時間

- (ア) 施設での作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとするが、あらかじめ監督員及び施設管理者と十分に協議の上、安全に配慮した計画を立てること。また、作業の進捗状況等により時間を延長する場合や、休日等に実施しなければならない場合等については、施設管理者とすみやかに協議すること。
- (イ) 職員の業務に支障となることが想定される工事（騒音や振動が発生する場合、大型の重機を使用する場合）については、あらかじめ監督員及び施設管理者と協議すること。その場合、実施を制約する場合がある。

イ 廃棄物処理

- (ア) 産業廃棄物を処理する場合は、関係法令に従い、適正に処理すること。
- (イ) 作業員が排出する一般ゴミは、必ず持ち帰って処分すること。また、近隣のゴミ収集場等に捨てることのないよう、作業員に周知徹底すること。

7 試運転

- (1) 工事完成時には、監督員及び施設管理者立会いのもと試運転を行うこと。
- (2) 試運転の結果が、仕様書に定める事項を満足できない場合は、適切な処置を行った後、再度 試運転を行うものとする。

8 その他

(1) 関係官公署・関係機関への手続

本事業の実施に当たり、関係官公署・関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

なお、届出手続等に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 賠償

本事業実施中に本町の施設、設備機器等に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとする。

(3) 疑義

本事業の実施に当たり疑義が生じた場合は、本町と協議し、事業進捗に支障のないよう努めること。

(4) 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し、適正に取り扱わなくてはならない。

ア 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部または一部を第三者に開示できない。ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の、受注者の管理者、その他責任ある社員に対してこれらの秘密情報を公開するに当たっては、この限りでない。この場合には、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

イ 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

ウ 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

エ 資料の返却

受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄または消去することとする。廃棄または消去する場合には、その事実を証明する書面を発注者に提出することとする。

オ 運搬責任

本業務に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により受注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

カ 事故報告義務等

受注者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(5) セキュリティ

受注者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

9 適用法令・規格等

本事業の遂行に当たっては、次の法令・規格等に基づくものとする。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 電気事業法
- (4) 電気工事士法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 建築基準法
- (7) 建設業法
- (8) 建築士法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 消防法
- (12) 徳島県及び東みよし町の関係条例
- (13) 内線規程
- (14) 日本工業規格（J I S）
- (15) 日本電気工業会標準規格（J E M）
- (16) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (17) 日本電線工業会規格（J C S）
- (18) その他関連法規及び規格等